

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成 21 年 3 月 3 日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆ 確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する

省令等の公布について ◆

平成 21 年 3 月 3 日付で、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令等が公布されました。

今般公布された内容は平成 20 年 11 月 4 日に公表された「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令等について（概要）」に概ね沿った内容となっております。

また、関連する通知の改正・発出も行われております。

なお、厚生年金基金についても同様の内容の通知が発出されております。

詳細については別紙をご参照下さい。

対象となる省令及び通知

- ・ 確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 24 号）
- ・ 「確定給付企業年金制度について」の一部改正について（平成 21 年 3 月 3 日年発第 0303001 号）
- ・ 確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（平成 21 年 3 月 3 日 年企発第 0303001 号）
- ・ 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について（平成 21 年 3 月 3 日 年企発第 0303002 号）
- ・ 「厚生年金基金の設立要件について」の一部改正について（平成 21 年 3 月 3 日年企発第 0303003 号）

施行日：公布日（平成 21 年 3 月 3 日）

今般公布された内容等について、別紙のとおりポイントをまとめましたのでご参照ください。



【改正の概要】

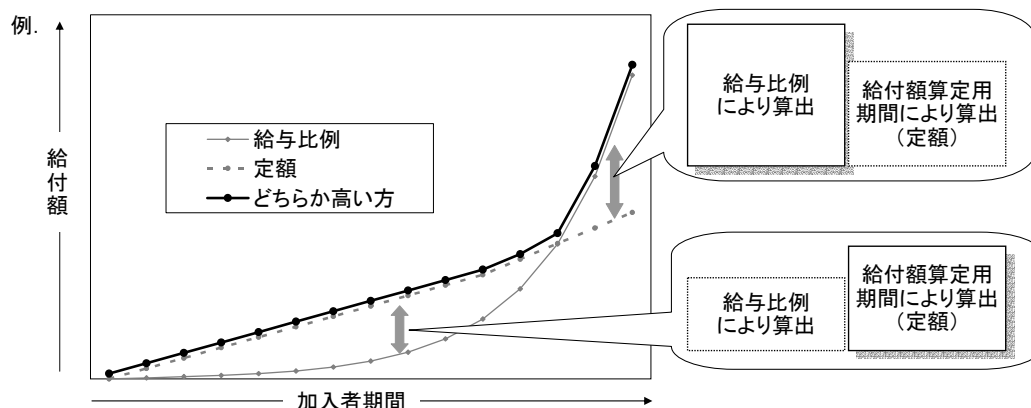
今回の改正の主な内容は以下のとおりです。

なお、確定給付企業年金、厚生年金基金の加算部分いずれも同様の改正が行われておりますが、厚生年金基金においては、以下の説明中、「加入者」を「加算適用加入員」と読み替えてください。

1. 給付設計方法の明確化及び基準緩和

(1) 給付額算出方法において、丈比べ等による算出方法を追加する。

- 現在認められている給付額の算定方法は【参考】のとおりですが、当該方法のうち
の2つの方法による額を、丈比べして高い方（又は低い方）を給付すること、及び、
それをさらに組み合わせて給付する方法が可能となりました。
- また、給付の額又は給与の額に上下限を設けること及びポイント制などの場合において、
ポイント累計に上下限を設けることも可能となりました。



【参考】 現在認められている給付の額の算定方法

1. 定額
2. 最終給与比例、累積給与比例（ポイント制を含む）又は平均給与比例
3. キャッシュバランスプラン
4. 1～3の組合せ

- 加入者期間の一部を給付額の算定基礎（給付額算定期間）とできることが明記されました。
- 給付額算出における組み合わせは、以下の方法によることが可能となりました。
 - ア. 加法
 - イ. 減法（ただし、零を上回ることを。）
 - ウ. 定率を乗する又は定率で除する方法
 - エ. 加入者期間、給付額算定期間、資格喪失事由、職種又は年齢に応じて異なる給付の算定方法とする方法

(2) 給付の額の算定基礎の拡大

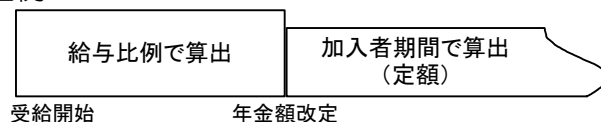
- 給付額算定の基礎として以下のア～エを用いることが可能であると明記されました。
 - ア. 加入者の資格を喪失した事由
 - イ. 加入者の資格を喪失した日における年齢
 - ウ. 加入者である期間
 - エ. 労働協約等において定める職種及び学歴



(3) 年金受給中に年金額を改定する場合における改定方法等の追加

- 現在認められている年金額の改定時期は、「一定期間経過後」のみとなっておりますが、今回の改正により「一定年齢到達時」も改定が可能となりました。
- 給付額の改定方法に以下による改定方法が可能とされました。

ア. 改定前の年金額と別の年金額算出方法により算出した年金額とする方法
算出例



イ. 再加入後の期間を通算して年金額を改定する方法

(4) 基準給与等の弾力化

- 最大ポイントと最小ポイントの格差が15倍以内であるという基準が緩和され、「過大な格差がないこと」と改められました。

(5) キャッシュバランスプランの給付額算定に用いる指標について

- キャッシュバランスプランにおいて、期間毎に異なる「指標」を用いることや、一部の期間のみ再評価すること、及び一部の期間についてのみ付与額を設定することが可能となりました。
- キャッシュバランスプランで「あらかじめ定めた給付の額」（最低保証額）が指標により変動する取扱いができることが明記され、その場合には、以下のとおりとすることとされました。
 - ア. 「あらかじめ定めた給付の額」の改定に用いる指標を規約に定めること
 - イ. どのような改定が起こり得るかを裁定時に受給権者宛説明すること
 - ウ. 選択一時金を設けること

2. 休職等期間中の加入者の取扱いの明確化

- 休職等（労働協約等に規定される介護休業、育児休業等を含む）期間中の従業員については、労働協約等に定める退職金の算定期間に含まれていない等の合理的な理由がある場合には、加入者としなことが明記されました。
- 休職等期間中、一定の勤続期間未滿、一定年齢以上等の加入者については、退職金の算定対象期間に含まれていない等の合理的な理由があれば、当該者に係る掛金（事業主負担分及び本人負担分）を拠出しないことができることが明記されました。

3. 繰下利率の例示

- 繰下利率については、従来、具体的な規定はありませんでしたが、今回の改正で、資格喪失事由、資格喪失時の年齢、職種、加入者であった期間、申出から年金支給開始までの期間の年齢等に基づいて定めることとされました。

以上

